

橋梁点検業務について、下記のとおり簡易一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号）第4条の規定に基づき公告する。

令和8年6月2日

高崎市長 富岡賢治

記

1 対象業務

- | | |
|----------|---|
| (1) 業務名 | 橋梁点検業務 |
| (2) 業務場所 | 高崎市 一円 |
| (3) 業務概要 | 橋梁点検 N=48橋
地上点検 N=37橋
高所作業車点検 N=1橋
橋梁点検車点検 N=10橋 |
| (4) 履行期間 | 契約日の翌日から令和9年3月12日まで |

2 入札参加形態

単体による参加。

3 入札参加資格要件

この公告の業務の簡易一般競争入札に参加できる者は、本市の令和8・9年度の有資格業者名簿に登載されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、資格の再認定を受けている者。）のうち、次に掲げる条件を全て満たし、かつ、この公告の業務に係る入札参加資格の認定を受けている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- (2) 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- (3) 本市の令和8・9年度測量・建設コンサルタント業務入札参加資格の認定を受けている者で、有資格業者名簿（市内業者）の土木関係建設コンサルタント業務に登載されていること。
- (4) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により登録を受けており、契約日時点で消除してないこと。
- (5) 高崎市内に本店があること。

- (6) 過去に、単体又は共同企業体の構成員（出資比率20パーセント以上のものに限る。）として、今回実施する業務と同種の業務（橋梁点検業務（以下「同種業務」という。））の実績があること。
- (7) 土木関係建設コンサルタント業務に係る管理技術者（技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））又はRCCM（鋼構造及びコンクリート部門）の資格を有する者で、申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者に限る。）を配置すること。
- (8) (7)の管理技術者とは別に、配置予定技術者と同等の者を照査技術者として配置すること。
- (9) 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (10) 本入札に参加する者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (11) 会社更生法又は民事再生法に基づき手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

4 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出次に掲げる申請書等を提出すること。

No.	申請書等
①	入札参加資格確認申請書
②	同種業務等の施工・業務実績
③	配置予定技術者の資格・経験
④	建設コンサルタント登録を証明できる書類等の写し
⑤	同種業務の実績を判断できる契約書の写し又は日本建設情報総合センターの登録内容確認書（業務カルテ）
⑥	配置予定技術者の資格を証明するもの（被保険者標準報酬決定通知書等の雇用の確認できるものを添付すること。）

5 申請書等の配布、提出期間、場所及び方法

配布	期間	令和8年6月2日（火）から令和8年6月10日（水）まで
	方法	インターネットを利用し、高崎市役所ホームページから申請書ファイル（圧縮ファイル）をダウンロードすること。 URL: https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/2869.html
提出	期間	令和8年6月9日（火）から令和8年6月10日（水）まで 午前9時から午後4時まで （ただし、正午から午後1時までを除く、最終日は正午まで）
	場所	高崎市高松町35番地1 高崎市役所契約課 電話 027-321-1211（ダイヤルイン）

方法	申請書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは認めない。
----	----------------------------------

6 入札参加資格の確認結果等

- (1) 入札参加資格の確認は、前項の申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果については、通知するものとする。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により、市長に対して入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 市長は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求められたときは、(2)の期限の日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は5の提出場所と同じ。

7 現場説明会

行わない。

8 設計図書等の縦覧、入札執行日時及び場所

設計図書等の縦覧	日時	令和8年6月16日（火）午前9時から
	場所	ぐんま電子入札共同システム内
入札執行	方法	高崎市電子入札運用基準に基づき、ぐんま電子入札共同システムによる電子入札
	入札期間	令和8年6月25日（木）午前9時から 令和8年6月30日（火）午後1時まで
	開札日時	令和8年7月1日（水）午前9時より
	場所	ぐんま電子入札共同システム内

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

- (1) 納付すること。ただし、高崎市契約規則に定めるところにより、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証に付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) (1)に掲げた契約保証金の額、保証金額または保険金額は、請負金額の10分の1以上とする。

1 1 落札者の決定方法

最低制限価格以上予定価格以下の応札者の内、最低価格で応札した者を落札者とする。複数の該当者がいる場合は、くじにより決定する。

1 2 その他

- (1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 提出する申請書等の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合は、高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を行う。
- (6) 落札者は、配置予定技術者の資格・経験に記載した配置予定技術者を、当該業務に配置しない場合は、契約の締結を行わないとともに（5）による指名停止措置を行うことがある。